

広島県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年八月五日までの間、縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路 線 名    | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                    | 供用を開始する日   |
|----------|------------------------------------------------------|------------|
| 県道下御領新市線 | 福山市神辺町大字道上字起一一七〇番一地从先から                              | 令和七年七月二十二日 |
|          | 福山市神辺町大字道上字中谷二〇四二番一地从先まで                             |            |
|          | 福山市神辺町大字道上字中坪一一三七番一地从先から<br>福山市神辺町大字道上字中坪二八六六番一地从先まで |            |